割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成28年７月29日　　経済産業大臣　林　　幹雄

名　　称	本店の所在地	許可番号	営業廃止年月日
株式会社ニュー友の会	香川県観音寺市坂本町２丁目10番70号	互第7009号	平成28年７月９日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成28年７月29日　　四国経済産業局長　長濱　裕二

次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、平成28年９月27日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、平成28年９月27日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続から除斥されます。

名　　称	本店の所在地	営業廃止年月日
株式会社ニュー友の会	香川県観音寺市坂本町２丁目10番70号	平成28年７月９日

記

あて先　〒760―8512　香川県高松市サンポート３番33号
四国経済産業局産業部消費経済課
電話087―811―8526

様式

申　出　書

四国経済産業局長　殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）　印

割賦販売法施行令第10条第１項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

1　債務者の名称及び住所
2　債権額
3　債権発生の原因たる事実

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年７月29日　　国土交通大臣　石井　啓一

種類	縮尺	実施時期	地域 所属	地域 番号	地域 図名	摘要
地形図	２万５千分１	平成28年	夕張岳	4―4	札内岳	調製・多色・柾判
〃	〃	〃	札幌	12―2	樽前山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	函館	5―2	七飯	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	10―2	木古内	〃　〃　〃
〃	〃	〃	弘前	1―2	陸奥焼山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	新庄	2―3	焼石岳	〃　〃　〃
〃	〃	〃	仙台	10―1	楯岡	〃　〃　〃
〃	〃	〃	白河	12―1	袋田	〃　〃　〃
〃	〃	〃	水戸	6―4	ひたちなか	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	11―4	石岡	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	16―3	上郷	〃　〃　〃
〃	〃	〃	千葉	5―1	常陸鹿島	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	16―2	鶴舞	〃　〃　〃
〃	〃	〃	日光	8―1	鬼怒川温泉	〃　〃　〃
〃	〃	〃	横須賀	13―2	小田原南部	〃　〃　〃
〃	〃	〃	長野	5―2	長野原	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	14―2	別所温泉	〃　〃　〃
〃	〃	〃	甲府	12―3	新倉	〃　〃　〃
〃	〃	〃	静岡	3―3	達磨山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	4―1	湯ヶ野	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	14―3	蕎麦粒山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	御前崎	1―1	神子元島	〃　〃　〃
〃	〃	〃	高山	2―2	明科	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	13―4	山田温泉	〃　〃　〃
〃	〃	〃	飯田	4―2	上町	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	7―3	三留野	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	12―3	武並	〃　〃　〃
〃	〃	〃	豊橋	1―3	満島	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	8―4	新居町	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	11―4	御油	〃　〃　〃
〃	〃	〃	金沢	12―3	丸岡	〃　〃　〃
〃	〃	〃	京都及大阪	16―1	有馬	〃　〃　〃
〃	〃	〃	田辺	1―2	瀞八丁	〃　〃　〃
〃	〃	〃	剣山	14―3	北川	〃　〃　〃
〃	〃	〃	鹿児島	7―3	鹿児島北部	〃　〃　〃

備考　地図の刊行日　平成28年８月１日